

公 告

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

記

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 昇降機保守点検
(2) 履 行 場 所 航空自衛隊下甕島分屯基地
(3) 履 行 期 間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
(4) 契 約 方 法 単価契約

2 入札日時 令和7年3月24日 9時00分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

5 参加資格

- (1) 令和4・5・6年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
(2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
(3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項の役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項の関係条項による。

12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
(3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
(4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
(5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
(6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581
航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 片野坂
TEL 0983-35-1121(内線)5739 FAX 0983-35-1805(直通)

委任状

令和7年3月24日

契約担当官
航空自衛隊第5航空団
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)
住 所
会 社 名
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名 昇降機保守点検
- 2 履行場所 航空自衛隊下甕島分屯基地

(代理人)
住 所
氏 名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	3960-427-6168-5Z3	仕様書番号	
品名 又は 件名	昇降機保守点検	下甕島LPS-E39001	
		承認	令和4年3月1日
		作成	令和4年3月1日
		改正	令和5年3月17日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第9警戒隊		
<p>1 総則</p> <p>1. 1 本仕様書は、航空自衛隊下甕島分屯基地が管理する昇降機の保守点検について適用する。</p> <p>1. 2 履行場所 航空自衛隊下甕島分屯基地（詳細は別図のとおり。）</p> <p>1. 3 用語及び定義</p> <p>a) 保守 昇降機の清掃、注油、調整、消耗品の補充、交換及び整備を行うこと。</p> <p>b) 点検 昇降機の損傷、変形、摩耗、腐食、発生音等に関する異常・不具合の有無を調査し、保守及びその他の措置が必要かどうかの判断を行うこと。</p> <p>c) フルメンテナンス方式 定期的な機器・装置の保守・点検を行うことに加え、点検結果に基づき、劣化した部品の取替や修理等を行う契約方式</p> <p>1. 4 引用文書等</p> <p>a) 建築基準法（昭和25年法律第201号）</p> <p>b) 建築保全業務共通仕様書（平成30年度版）</p> <p>c) 「航空自衛隊の立入制限区域への立入手続き等に関する達」航空自衛隊達第5号（昭和57年3月12日）</p> <p>d) 三菱機械室レス・エレベーターAXIEZ 取扱説明書（三菱電機株式会社）</p> <p>e) 三菱機械室レス・エレベーターAXIEZ 付属資料 保守・点検編（三菱電機株式会社）</p> <p>2 役務の内容</p> <p>2. 1 昇降機の規格、数量及び場所</p> <p>a) 品名 三菱機械室レス・エレベーター AXIEZ</p> <p>b) 設置場所 航空自衛隊下甕島分屯基地 J/FPS-5E</p> <p>c) 型式 R13-2S-45（2方向）</p> <p>d) 使用目的 乗用／貨物用</p> <p>e) 積載量 850kg</p> <p>f) 速度 45m/min</p> <p>g) 停止階数 8停止</p> <p>h) 付加装置 地震時管制運転装置 精密級（P波検知付） 停電時自動着床装置 ロープ式（ギヤレス） 火災時管制運転装置 オートアナウンス装置</p>			
品名又は件名	昇降機保守点検		

2. 2 保守点検の実施要領

- a) 本役務はフルメンテナンス方式によるものとし、本仕様書による他、引用文書等により実施するものとする。
- b) 契約相手方は、昇降機の故障又は異常が発生した場合は、速やかに専門技術者を派遣し、適切な処置を実施するものとする。
- c) 役務に係る一切の費用及び必要とする器材等は、契約相手方が負担するものとする。
- d) 契約相手方は、この仕様書に規定する保守点検の範囲外で不具合を発見し、修理等の必要がある場合は、官側に報告するとともに修理に必要な資料を提出するものとする。

3 品質保証

3. 1 監督・検査

- a) 監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。
- b) 契約相手方は、作業終了後、作業報告書（任意様式）を作成し、検査官の確認を受けるものとする。
 - (1) 実施年月日
 - (2) 作業責任者氏名
 - (3) 作業内容
 - (4) 異常の有無及び特異事項

3. 2 保証

本役務に関して、基地内の施設及び物品等に破損又は損傷を与えた場合は、監督官又は検査官へ報告し、官側の確認後、契約相手方の責任において現状回復するものとする。

4 その他の指示

4. 1 提出資料及び手続等

- a) 契約相手方は、「航空自衛隊の立入禁止区域への立入手続き等に関する達」に基づき、作業者の立入許可申請を行うものとする。
- b) 契約相手方は、立入許可申請を確実かつ先行的に実施し、契約の履行にあたって支障が生じないように努めるものとする。
- c) 契約相手方は、作業者を立入禁止区域に立ち入らせる場合、事前に立入許可証の写しを監督官に送付するものとする。
- d) 契約相手方は、基地内に車両を乗り入れる必要がある場合は、当該基地の規則に従い申請するものとする。
- e) 契約相手方は、契約後速やかに年間作業計画を記載した昇降機保守点検作業計画（任意様式）を作成し、官側に提出するものとする。

4. 2 安全管理

安全管理は契約相手方の人員が責任者となり、常に安全に留意し、自己及び災害等の防止に努めるものとする。

4. 3 その他

- a) 契約相手方は、作業者を契約相手方の社員以外の者（協力会社社員等）とする場合は、契約相手方の責任において従事させるとともに、本仕様書に定める事項を遵守させるものとする。
- b) 契約相手方は、作業実施予定日をあらかじめ官側と調整し承諾を受けるものとする。また、官側の業務に支障を来さないように実施するものとする。
- c) 本仕様書に明記のない事項及び疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

